

原規規発第 2304114 号  
令和 5 年 4 月 17 日

九州電力株式会社  
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

玄海原子力発電所第 3 号機及び 4 号機の一部使用承認について

令和 5 年 3 月 13 日付け原発本第 189 号をもって申請がありました上記の件については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 11 第 1 項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 17 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書（令和 5 年 3 月 13 日付け原発本第 189 号）の「申請に係る発電用原子炉施設の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自：使用しようとする発電用原子炉施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る実用炉規則第 16 条第 1 項の表中第五号の工事の工程に係る使用前検査が終了した時  
至：令和 2 年 3 月 30 日付け原規規発第 2003301 号及び令和 2 年 3 月 30 日付け原規規発第 2003302 号をもって認可した工事の計画に係る発電用原子炉施設に対する

## 改正法による改正前の原子炉等規制法の使用前検査の合格日

### 3. 使用の方法

玄海原子力発電所第3号機の使用済燃料貯蔵設備の改造工事は、現在保管中の使用済燃料を改造工事中も保管した状態で実施する必要があるため、一部工事が完了した使用済燃料貯蔵設備を使用前検査の合格日まで使用する。

また、玄海原子力発電所第4号機の使用済燃料貯蔵設備の容量確保のため、工事期間中に4号機の使用済燃料を3号機に移送し、3号機の使用済燃料貯蔵設備に保管する必要があることから、一部工事が完了した3号機設備のうち4号機と共用している設備を使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用前検査の合格日までの期間は、使用済燃料ピットの機能が損なわれないよう重量物の落下防止対策を行い、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。